

## 調停（親権者変更）成立後の手続

さいたま家庭裁判所

### 1 戸籍の届出

親権者変更の調停が成立したときは、原則として、新しく親権者になった人が子の本籍地の市区町村役場に届出をすることになっています。親権者変更の届出は、調停調書の謄本を添えて、成立の日を含めて10日以内にしなければなりません。子の本籍地でない市区町村役場に届け出るときは、その子の戸籍謄本を1通添付してください。

### 2 子供の氏

今回の調停は、親権者を変更することを決めたものであり、この調停だけでは、子の籍は親権者の戸籍に当然に移るものではありません。

子の籍を親権者の戸籍に移すには、親権者変更の届出が受理された後の子の戸籍謄本（親権者が変更した旨記載された戸籍謄本）と、新しく親権者となった者の戸籍謄本を添えて、子の住所地の家庭裁判所に「子の氏の変更許可」の申立てをしてください。（なお、そのほかに、申立費用として収入印紙800円分×子の人数分と84円切手1枚が必要です。）

「子の氏の変更許可」の申立用紙は、家庭裁判所に備え付けてあります。なお、本手続について不明の点等ありましたら、子の住所地の家庭裁判所にお問い合わせください。

申立ては、子が15歳未満でしたら親権者が、15歳以上でしたらその子本人がすることになります。

許可になりましたら許可書（審判書謄本）を郵送しますので、その審判書謄本を添えて、子の本籍地又は届出をする親権者若しくは子の所在地（住所又は居所）にある市区町村役場に子の入籍届出をしてください。ただし、子の入籍届出の際に、子または親権者の戸籍謄本が必要な場合がありますので、届出手続の詳細については、市区町村役場にお尋ねください。